

答申第38号  
令和元年11月26日

高崎市長 様

高崎市情報公開審査会  
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成31年4月9日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第213号

平成30年11月6日付け（第219-2号）「行政文書公開請求拒否決定通知」  
に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第213号

答申番号：答申第38号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市長が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、平成30年10月31日付けで「地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の11に基づいて、前橋市（収納課）が高崎市へ協力を求めた文書及び高崎市の回答のすべて

期間：平成23年1月1日～平成25年5月31日

対象：●●の土地

●●の建物

その他、●●に関連した事項」

という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成30年11月6日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、条例第10条の規定により、行政文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する行政文書公開請求拒否決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し平成31年2月8日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成31年3月8日付けで弁明書を請求人に送付した。

## 5 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成31年4月9日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

## 第3 争点

本件請求に対し、行政文書の存否を明らかにしないで請求を拒否するとした実施機関の決定は妥当であるか。

## 第4 争点に対する当事者の主張

### 1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書において、おおむね次のように主張している。

- (1) 地方税法第20条の11に基づいて前橋市が高崎市へ協力を求めた文書は、実施機関の職員が職務上取得した文書であり、条例第2条第2号の行政文書に該当し、速やかに公開されるべきものである。
- (2) 前橋市から協力を求められた文書に対する高崎市の回答は、実施機関の職員が職務上作成した文書であり、条例第2条第2号の行政文書に該当し、速やかに公開されるべきものである。
- (3) 本件請求の内容は、●●が所有する土地と建物に関するものであり、他者の情報や個人情報を含んでいないため、条例第7条各項目に該当せず公開されるべきである。
- (4) 行政文書公開請求拒否決定通知書の事務担当課は財務部納税課だったが、本件請求の内容から事務担当課は、土地と建物の資産台帳を持つ資産税課が受け持つべきである。
- (5) 請求人の求める行政情報は、条例第1条、第3条、第7条、第9条、第16条を基礎に公開されなければならない。

### 2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに令和元年8月8日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

- (1) 請求人は、地方税法第20条の11に基づく地方税に関する調査に係る事務において、前橋市が高崎市へ協力を求めた照会文書と当該照会に関する高崎市の回答の公開を求めている。
- (2) 地方税に関する調査に係る事務に関しては、地方税法第22条で守秘義務があることが定められており、当該事務に関して知り得た情報は、条例第7条第6号に規定する法令秘情報である。
- (3) 本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることは、非公開情報を公開したことと同様のこととなることから、条例第10条の規定により当該公開

請求に係る行政文書の存否を明らかにしないこととし、行政文書公開請求拒否と決定したものである。

- (3) 審査請求書には事務担当課についての意見が付されていたが、地方税法第20条の11に基づく地方税に関する調査については、本市においては納税課が窓口となって対応しているため、納税課が事務担当課として本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点

本件行政文書を行政文書公開請求拒否とした実施機関の決定は妥当であるか。

#### (1) 本件行政文書について

ア 請求人は、本件行政文書を地方税法第20条の11に基づく地方税に関する税務調査で、前橋市が高崎市へ協力を求めた照会文書と当該照会に関する高崎市の回答文書であると主張している。

イ 地方税法第20条の11は、徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができると定めている。

#### (2) 条例7条第6条の該当性について

ア 実施機関は、地方税に関する調査に係る事務に関しては、地方税法第22条で守秘義務があることが定められており、当該事務に関して知り得た情報は、条例第7条第6号に規定する法令秘情報であると主張している。

イ 地方税法第22条では、地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処すると、秘密漏えいに関する罪について定めている。

ウ 地方税法第22条で規定する地方税の調査に関する事務において知りえた秘密には、税務調査の対象となったという、当該個人及び法人にとって他者には知られたくない情報のほか、税務調査の具体的な執行方法に係る情報等が含まれる。税務調査については、いつ、いかなる場合に、いかなる調査を行うのか、法は具体的な手法を定めておらず、税務調査の具体的な手法は、通常公にされていないものであるため、これが公にされた場合、悪意ある者が、税務当局の方針や着眼点等を予測し、自らの課税処分や滞納処分等への対策のために不正な行為を行うことを容易にするなど、実施機関及び他の地

方公共団体等が行う適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、税務調査に係る事務等は、通常同種の事務が反復される性質の事務であり、たとえ当該事務の終了後であっても、その手法を明らかにすることは、将来同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという理由から、守秘義務が課せられているものと認められる。

エ よって、税務当局の職員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）34条の規定する守秘義務に加えて、より重い守秘義務が課せられており、納税者の利益の保護と税務行政に対する信頼を確保し、納税者の自発的協力に支えられた円滑かつ適正な税務執行を期待されたものであるといえる。

オ 以上のことから、地方税の調査に関する事務によって知り得た情報は、行政文書の公開義務の例外を定めた条例第7条第6号の「法令又は他の条例の規定により、公にすることができないと認められる情報」に該当するものと認められる。

カ 請求人は、本件請求の内容は、請求人が代表を務める法人が所有する土地と建物に関するものであり、他者の情報や個人情報を含んでいないため、条例第7条各項目に該当せず公開されるべきだと主張しているが、上記のとおり本件行政文書は、条例第7条第6号に該当するため請求人の主張は認められない。

#### （3）条例第10条の該当性について

ア 条例第10条は、公開請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することができるように定めている。

イ 本件請求に関しては、仮に税務調査の協力を求められた文書があった場合に当該文書を非公開と決定し、又は、調査協力の依頼がなかった場合に文書不存在と決定したとすると、いずれにしても法令秘情報である税務調査が行われたか否かが明らかになってしまうことになり、非公開情報を公開したことと同様のことになると認められる。

ウ 本件行政文書は、その存否を明らかにすることにより、地方税法20条の11の照会があったか否かを含んだ地方税法22条の地方税に関する調査に係る事務に関し、条例第7条第6号に該当する非公開情報を明らかにすることになる。よって、条例第10条の規定に基づき、当会公開請求に係る行政文書の存否を明らかにすることなく、行政文書公開請求を拒否した実施機関の決定は妥当である。

#### （4）事務担当課について

請求者は、前橋市からの協力要請のうち、公開を求めたのは土地および建物の部分であるから、行政文書公開請求決定の処分については、納税課ではなく、土地と建物の資産台帳を持つ資産税課が回答すべきと主張しているが、このことに関して実施機関は、地方税法第20条の11に基づく地方税

に関する調査については、徴税吏員が官公署等に資料の提供等について協力を求めることができるとされており、調査対象者の氏名・生年月日、居住状況（本籍等を含む）、生活状況、財産状況、課税・滞納状況について、適正公平な賦課徴収といった行政目的達成のために協力要請がなされることから、本市では当該調査の取りまとめを納税課が担当しているという説明に特段不合理な点はなく、納税課が事務担当課として本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。

## 2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成31年4月9日	諮問
令和元年8月8日	実施機関説明 調査、審議
令和元年9月26日	答申調整
令和元年11月26日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行